

役員の給与に関する規定

(目的)

第1条 社団法人淡水生物研究所の常勤の役員の給与に関しては、この規定の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員の給与の月額は、本給、調整手当、業務執行管理手当および通勤手当とする。

(本給)

第3条 本給は所長にあつては、1,003,000 円、理事にあつては 917,000 円を超えない範囲において所長が定める額とする。

(調整手当)

第4条 調整手当は本給に 0.12 を乗じて得た額とする。

(業務執行管理手当)

第5条 業務執行管理手当は、次の算式により算出された額とする。

$$\text{本給} \times 0.4649$$

(給与の支給定日)

第6条 役員の給与の支給定日は、毎月 25 日（その日が休日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い日）とする。

(端数の処理)

第7条 この規定の定めるところにより計算された額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附則

この規定は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。